

令和5年12月

第132回丹波市議会定例会議案書

**人事案件は
自ページにしています。
(P1)**

議案第76号

丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成
16年丹波市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

公平委員会委員	日額	7,000
---------	----	-------

」

を

「

公平委員会委員	弁護士、大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第78号

丹波市・一部事務組合公平委員会設置に関する規約の変更等に係る協議について

丹波市・一部事務組合公平委員会を共同設置する団体の数を減じ、及び同委員会の規約を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により関係団体と協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議決を求める。

令和5年12月1日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市・一部事務組合公平委員会設置に関する規約の一部を改正する規約

丹波市・一部事務組合公平委員会設置に関する規約（平成16年11月1日制定）の一部を次のように改正する。

第1条中「、丹波少年自然の家事務組合」を削る。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

議案第79号

丹波市・一部事務組合情報公開審査会設置に関する規約の変更等
に係る協議について

丹波市・一部事務組合情報公開審査会を共同設置する団体の数を減じ、及び同審査会の規約を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により関係団体と協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議決を求める。

令和5年12月1日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市・一部事務組合情報公開審査会設置に関する規約の一部を
改正する規約

丹波市・一部事務組合情報公開審査会設置に関する規約（平成16年11月1日制定）の一部を次のように改正する。

第1条中「、丹波少年自然の家事務組合」を削る。
別表丹波少年自然の家事務組合の項を削る。

附 則
この規約は、令和6年4月1日から施行する。

議案第80号

丹波市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び丹波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び丹波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び丹波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

(丹波市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 丹波市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（令和元年丹波市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(丹波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 丹波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年丹波市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第81号

丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年丹波市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第13条の2 紿与条例第35条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第35条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第15条中「勤務時間条例」を「丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年丹波市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）」に改める。

第16条中「（昭和23年法律第178号）による」を「に規定する」に改める。

第17条第1項中「丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年丹波市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改める。

第22条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第22条の2 紿与条例第35条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第35条

の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(丹波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 丹波市職員の育児休業等に関する条例（平成16年丹波市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条第1項中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

(丹波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 丹波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年丹波市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第82号

丹波市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

丹波市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(丹波市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 丹波市職員の給与に関する条例(平成16年丹波市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「前条第1項」を「前条」に改める。

第32条第1項中「から第33条まで」を「及び次条」に、「次条」を「同条」に改め、同条第2項中「期末手当基礎額に、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の120」の次に「、12月に支給する場合には100分の125」を加え、同条第3項中「「100分の67.5」と」の次に「、「100分の125」とあるのは「100分の70」と」を加える。

第35条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の100」の次に「、12月に支給する場合には100分の105」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の47.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の50」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第7条関係) 行政職給料表

(単位:円)

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
前再	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
任用	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
短時	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
間勤	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
務職員	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
以外の	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100

職員	9	170, 900	221, 100	252, 000	284, 800	309, 800	339, 200	384, 500
	10	172, 300	222, 600	253, 400	286, 700	312, 000	341, 200	387, 100
	11	173, 600	224, 100	254, 900	288, 500	314, 200	343, 200	389, 700
	12	174, 900	225, 600	256, 200	290, 300	316, 200	345, 200	392, 300
	13	176, 100	226, 800	257, 500	292, 100	318, 200	347, 000	394, 600
	14	177, 600	228, 200	258, 700	293, 700	320, 200	349, 000	396, 900
	15	179, 100	229, 600	259, 900	295, 100	322, 100	350, 900	399, 100
	16	180, 700	231, 000	261, 100	296, 500	324, 000	352, 800	401, 400
	17	181, 800	232, 400	262, 300	298, 000	325, 900	354, 500	403, 200
	18	183, 200	234, 000	263, 600	300, 000	327, 900	356, 500	405, 100
	19	184, 600	235, 500	264, 900	302, 000	329, 800	358, 300	407, 000
	20	186, 000	236, 900	266, 200	303, 800	331, 700	360, 200	408, 800
	21	187, 300	238, 100	267, 600	305, 500	333, 400	362, 100	410, 600
	22	189, 600	239, 700	269, 100	307, 400	335, 400	364, 000	412, 400
	23	191, 800	241, 200	270, 700	309, 300	337, 400	365, 900	414, 200
	24	194, 000	242, 600	272, 200	311, 100	339, 300	367, 800	416, 000
	25	196, 200	243, 600	273, 800	312, 800	340, 700	369, 700	417, 600
	26	197, 900	245, 100	275, 500	314, 800	342, 600	371, 600	419, 100
	27	199, 400	246, 400	277, 100	316, 800	344, 500	373, 500	420, 600
	28	200, 900	247, 600	278, 700	318, 700	346, 400	375, 400	422, 100
	29	202, 400	248, 700	280, 300	320, 400	348, 000	376, 900	423, 600
	30	203, 800	249, 700	281, 800	322, 400	349, 900	378, 700	424, 900
	31	205, 200	250, 600	283, 300	324, 400	351, 700	380, 500	426, 200
	32	206, 600	251, 500	284, 800	326, 400	353, 500	382, 100	427, 400
	33	208, 000	252, 400	285, 900	327, 600	355, 300	383, 800	428, 600
	34	209, 300	253, 300	287, 500	329, 600	357, 100	385, 200	429, 900
	35	210, 600	254, 100	289, 000	331, 500	358, 800	386, 600	431, 200
	36	211, 900	254, 900	290, 500	333, 500	360, 500	388, 000	432, 400
	37	213, 200	255, 600	291, 900	335, 400	361, 900	389, 400	433, 600
	38	214, 400	256, 700	293, 500	337, 300	363, 200	390, 600	434, 400
	39	215, 600	257, 900	295, 100	339, 200	364, 500	391, 800	435, 200
	40	216, 700	259, 000	296, 700	341, 100	365, 900	392, 800	436, 000
	41	217, 800	260, 200	298, 200	342, 900	367, 000	393, 900	436, 600
	42	218, 900	261, 400	299, 800	344, 800	367, 900	395, 100	437, 300
	43	219, 900	262, 500	301, 300	346, 600	368, 900	396, 200	438, 000
	44	220, 900	263, 600	302, 800	348, 400	370, 000	397, 300	438, 700
	45	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800	398, 000	439, 500
	46	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700	398, 700	440, 300
	47	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	372, 600	399, 400	440, 700
	48	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100	441, 400
	49	225, 400	268, 900	310, 000	355, 700	374, 200	400, 700	441, 900
	50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000	401, 300	442, 300

51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800	401, 800	442, 700
52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100
53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600	443, 500
54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900
55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300
56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600
57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900
58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300
59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400	445, 600
60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700	445, 900
61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000	446, 200
62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300	
63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600	
64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900	
65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200	
66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500	
67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800	
68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200	407, 100	
69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300	
70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600	
71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600	407, 900	
72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100	
73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300	
74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600	
75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900	
76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100	
77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300	
78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600	
79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900	
80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100	
81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300	
82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600	
83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900	
84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100	
85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300	
86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300		
87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600		
88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800		
89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000		
90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300		
91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600		
92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800		

93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000			
94		295, 900	343, 600					
95		296, 200	344, 100					
96		296, 600	344, 500					
97		296, 800	344, 700					
98		297, 100	345, 100					
99		297, 500	345, 500					
100		297, 900	345, 800					
101		298, 100	346, 100					
102		298, 400	346, 500					
103		298, 800	346, 900					
104		299, 100	347, 300					
105		299, 300	347, 800					
106		299, 600	348, 200					
107		300, 000	348, 600					
108		300, 300	349, 000					
109		300, 500	349, 500					
110		300, 900	349, 900					
111		301, 300	350, 200					
112		301, 600	350, 500					
113		301, 800	351, 000					
114		302, 000						
115		302, 300						
116		302, 700						
117		302, 900						
118		303, 100						
119		303, 400						
120		303, 700						
121		304, 100						
122		304, 300						
123		304, 600						
124		304, 900						
125		305, 200						
定年 前 再 任 短 時 間 勤 務 職 員		188, 700	216, 200	256, 200	275, 600	290, 700	316, 200	358, 000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 (第7条関係) 医療職給料表

(単位：円)

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	406,900	474,700
2	409,600	477,000
3	412,100	479,200
4	414,700	481,500
5	417,100	483,700
6	419,100	485,800
7	420,900	488,000
8	422,800	490,000
9	424,600	491,900
10	427,300	494,000
11	429,800	496,100
12	432,200	498,200
13	434,400	500,300
14	436,900	502,200
15	438,900	504,300
16	441,000	506,400
17	443,000	508,300
18	445,200	510,300
19	447,400	512,300
20	449,500	514,100
21	450,900	515,900
22	453,300	517,700
23	455,600	519,500
24	457,800	521,300
25	459,800	522,900
26	462,100	524,700
27	464,300	526,500
28	466,600	528,300
29	468,700	529,900
30	470,900	531,700
31	473,200	533,500
32	475,300	535,300
33	477,100	536,900
34	479,200	538,700
35	481,300	540,400
36	483,300	542,100
37	485,400	543,700
38	487,100	545,300
39	488,900	546,700

40	490, 700	548, 300
41	492, 300	549, 800
42	494, 100	551, 200
43	495, 900	552, 600
44	497, 500	553, 900
45	498, 900	555, 100
46	500, 600	556, 100
47	502, 400	557, 100
48	504, 100	558, 100
49	505, 600	559, 100
50	506, 900	560, 000
51	508, 200	560, 900
52	509, 500	561, 800
53	510, 500	562, 600
54	511, 800	563, 500
55	513, 100	564, 400
56	514, 400	565, 300
57	515, 400	566, 200
58	516, 200	567, 100
59	517, 000	568, 000
60	517, 800	568, 700
61	518, 700	569, 600
62	519, 500	570, 500
63	520, 400	571, 400
64	521, 200	572, 300
65	522, 100	573, 200
66	523, 000	574, 100
67	523, 700	575, 000
68	524, 600	575, 900
69	525, 500	576, 800
70	526, 300	577, 700
71	527, 200	578, 600
72	528, 100	579, 500
73	528, 900	580, 400
74	529, 800	581, 300
75	530, 700	582, 200
76	531, 400	583, 100
77	532, 200	584, 000
78	533, 100	584, 900
79	534, 000	585, 800
80	534, 900	586, 700
81	535, 700	587, 600

82	536, 600	588, 500
83	537, 500	589, 400
84	538, 400	590, 300
85	539, 200	591, 200
86	540, 100	592, 100
87	541, 000	593, 000
88	541, 900	593, 900
89	542, 700	594, 800

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

(丹波市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 丹波市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第20条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員のうち、」を「第22条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（」に改め、「定める職員」の次に「に限る。）」を加える。

第22条を次のように改める。

(在宅勤務等手当)

第22条 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第32条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の67.5」を「100分の68.75」に改め、「、「100分の125」とあるのは「100分の70」と」を削る。

第35条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(丹波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 丹波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年丹波市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第8条の2を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第8条の2 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

(丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「376,000」を「380,000」に、「422,000」を「427,000」に、「472,000」を「477,000」に、「533,000」を「539,000」に、「608,000」を「615,000」に、「710,000」を「718,000」に、「830,000」を「839,000」に改める。

第9条第2項中「「100分の165」と」の次に「、「100分の125」とあるのは「100分の175」と」を加える。

(丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の120」とあるのは、「100分の165」と、「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年丹波市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条関係） 行政職給料表

(単位：円)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	162,100	208,000
2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900
5	166,600	214,400
6	167,700	216,200
7	168,800	217,900
8	169,900	219,600
9	170,900	221,100
10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800
14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400
18	183,200	234,000
19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100

22	189, 600	239, 700
23	191, 800	241, 200
24	194, 000	242, 600
25	196, 200	243, 600
26	197, 900	245, 100
27	199, 400	246, 400
28	200, 900	247, 600
29	202, 400	248, 700
30	203, 800	249, 700
31	205, 200	250, 600
32	206, 600	251, 500
33	208, 000	252, 400
34	209, 300	253, 300
35	210, 600	254, 100
36	211, 900	254, 900
37	213, 200	255, 600
38	214, 400	256, 700
39	215, 600	257, 900
40	216, 700	259, 000
41	217, 800	260, 200
42	218, 900	261, 400
43	219, 900	262, 500
44	220, 900	263, 600
45	221, 800	264, 700
46	222, 700	265, 800
47	223, 600	266, 900
48	224, 500	267, 900
49	225, 400	268, 900
50	226, 300	269, 900
51	227, 200	270, 900
52	228, 100	271, 800
53	228, 900	272, 700
54	229, 800	273, 600
55	230, 700	274, 500
56	231, 500	275, 400
57	231, 800	276, 300
58	232, 600	277, 200
59	233, 300	278, 100
60	233, 900	279, 000
61	234, 500	280, 000
62	235, 200	281, 000
63	235, 800	281, 900

64	236, 300	282, 800
65	236, 800	283, 300
66	237, 300	284, 000
67	237, 800	284, 700
68	238, 400	285, 600
69	238, 900	286, 600
70	239, 400	287, 400
71	239, 900	288, 200
72	240, 400	289, 000
73	240, 900	289, 700
74	241, 400	290, 200
75	241, 800	290, 600
76	242, 300	291, 000
77	242, 800	291, 200
78	243, 300	291, 500
79	243, 800	291, 700
80	244, 300	292, 000
81	244, 700	292, 200
82	245, 200	292, 400
83	245, 600	292, 700
84	246, 000	292, 900
85	246, 400	293, 200
86	246, 800	293, 500
87	247, 200	293, 800
88	247, 600	294, 100
89	248, 000	294, 400
90	248, 500	294, 800
91	248, 800	295, 100
92	249, 100	295, 500
93	249, 400	295, 700
94		295, 900
95		296, 200
96		296, 600
97		296, 800
98		297, 100
99		297, 500
100		297, 900
101		298, 100
102		298, 400
103		298, 800
104		299, 100
105		299, 300

106		299, 600
107		300, 000
108		300, 300
109		300, 500
110		300, 900
111		301, 300
112		301, 600
113		301, 800
114		302, 000
115		302, 300
116		302, 700
117		302, 900
118		303, 100
119		303, 400
120		303, 700
121		304, 100
122		304, 300
123		304, 600
124		304, 900
125		305, 200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2（第4条関係） 医療職給料表

（単位：円）

職務の級	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	406, 900	474, 700
2	409, 600	477, 000
3	412, 100	479, 200
4	414, 700	481, 500
5	417, 100	483, 700
6	419, 100	485, 800
7	420, 900	488, 000
8	422, 800	490, 000
9	424, 600	491, 900
10	427, 300	494, 000
11	429, 800	496, 100
12	432, 200	498, 200
13	434, 400	500, 300
14	436, 900	502, 200
15	438, 900	504, 300
16	441, 000	506, 400

17	443, 000	508, 300
18	445, 200	510, 300
19	447, 400	512, 300
20	449, 500	514, 100
21	450, 900	515, 900
22	453, 300	517, 700
23	455, 600	519, 500
24	457, 800	521, 300
25	459, 800	522, 900
26	462, 100	524, 700
27	464, 300	526, 500
28	466, 600	528, 300
29	468, 700	529, 900
30	470, 900	531, 700
31	473, 200	533, 500
32	475, 300	535, 300
33	477, 100	536, 900
34	479, 200	538, 700
35	481, 300	540, 400
36	483, 300	542, 100
37	485, 400	543, 700
38	487, 100	545, 300
39	488, 900	546, 700
40	490, 700	548, 300
41	492, 300	549, 800
42	494, 100	551, 200
43	495, 900	552, 600
44	497, 500	553, 900
45	498, 900	555, 100
46	500, 600	556, 100
47	502, 400	557, 100
48	504, 100	558, 100
49	505, 600	559, 100
50	506, 900	560, 000
51	508, 200	560, 900
52	509, 500	561, 800
53	510, 500	562, 600
54	511, 800	563, 500
55	513, 100	564, 400
56	514, 400	565, 300
57	515, 400	566, 200
58	516, 200	567, 100

59	517,000	568,000
60	517,800	568,700
61	518,700	569,600
62	519,500	570,500
63	520,400	571,400
64	521,200	572,300
65	522,100	573,200
66	523,000	574,100
67	523,700	575,000
68	524,600	575,900
69	525,500	576,800
70	526,300	577,700
71	527,200	578,600
72	528,100	579,500
73	528,900	580,400
74	529,800	581,300
75	530,700	582,200
76	531,400	583,100
77	532,200	584,000
78	533,100	584,900
79	534,000	585,800
80	534,900	586,700
81	535,700	587,600
82	536,600	588,500
83	537,500	589,400
84	538,400	590,300
85	539,200	591,200
86	540,100	592,100
87	541,000	593,000
88	541,900	593,900
89	542,700	594,800

備考 この表は、診療所に勤務する医師のうちフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係） 技能労務職給料表

（単位：円）

職務の級	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	147,100	159,500
2	148,100	160,600
3	149,100	161,800
4	150,100	162,900
5	151,200	164,000

6	152, 300	165, 400
7	153, 400	166, 700
8	154, 400	167, 900
9	155, 300	169, 000
10	156, 400	170, 200
11	157, 500	171, 400
12	158, 600	172, 600
13	159, 500	173, 700
14	160, 600	175, 200
15	161, 800	176, 700
16	162, 900	178, 200
17	164, 000	179, 600
18	165, 400	181, 000
19	166, 700	182, 500
20	167, 900	184, 000
21	169, 000	185, 400
22	170, 200	187, 100
23	171, 400	188, 800
24	172, 600	190, 500
25	173, 700	192, 200
26	175, 200	193, 300
27	176, 700	194, 700
28	178, 200	195, 800
29	179, 600	200, 200
30	181, 000	201, 200
31	182, 500	202, 200
32	184, 000	203, 000
33	185, 400	203, 700
34	187, 100	205, 200
35	188, 800	206, 500
36	190, 500	207, 600
37	192, 200	208, 900
38	193, 300	209, 600
39	194, 700	210, 400
40	195, 800	211, 100
41	200, 200	212, 200
42	201, 200	213, 100
43	202, 200	214, 000
44	203, 000	214, 800
45	203, 700	219, 900
46	205, 200	221, 000
47	206, 500	221, 900

48	207, 600	222, 800
49	208, 900	223, 800
50	209, 600	225, 100
51	210, 400	226, 300
52	211, 100	227, 400
53	212, 200	228, 700
54	213, 100	230, 300
55	214, 000	231, 800
56	214, 800	233, 000
57	219, 900	234, 100
58	221, 000	235, 300
59	221, 900	236, 500
60	222, 800	237, 400
61	223, 800	238, 000
62	225, 100	238, 400
63	226, 300	238, 800
64	227, 400	239, 300
65	228, 700	239, 800
66	230, 300	241, 100
67	231, 800	242, 300
68	233, 000	243, 200
69	234, 100	244, 300
70	235, 300	245, 500
71	236, 500	246, 700
72	237, 400	247, 900
73	238, 000	248, 700
74	238, 400	249, 800
75	238, 800	251, 000
76	239, 300	252, 100
77	239, 800	253, 200
78	241, 100	254, 100
79	242, 300	255, 000
80	243, 200	256, 000
81	244, 300	260, 200
82	245, 500	261, 400
83	246, 700	262, 400
84	247, 900	263, 500
85	248, 700	264, 200
86	249, 800	265, 200
87	251, 000	266, 100
88	252, 100	267, 000
89	253, 200	267, 600

90	254, 100	268, 300
91	255, 000	269, 100
92	256, 000	269, 900
93	260, 200	270, 700
94	261, 400	271, 500
95	262, 400	272, 300
96	263, 500	273, 100
97	264, 200	273, 800
98	265, 200	274, 800
99	266, 100	275, 700
100	267, 000	276, 500
101	267, 600	277, 400
102	268, 300	278, 000
103	269, 100	278, 700
104	269, 900	279, 400
105	270, 700	279, 900
106	271, 500	280, 600
107	272, 300	281, 400
108	273, 100	282, 100
109	273, 800	282, 900
110	274, 800	283, 800
111	275, 700	284, 600
112	276, 500	285, 400
113	277, 400	286, 100
114	278, 000	287, 000
115	278, 700	287, 900
116	279, 400	288, 800
117	279, 900	296, 900
118	280, 600	298, 600
119	281, 400	300, 300
120	282, 100	301, 800
121	282, 900	303, 100
122	283, 800	304, 600
123	284, 600	306, 000
124	285, 400	307, 300
125	286, 100	308, 800
126	287, 000	310, 300
127	287, 900	311, 900
128	288, 800	313, 500
129	289, 400	314, 500
130	290, 200	315, 900
131	291, 000	317, 200

132	291, 800	318, 500
133	292, 400	319, 600
134	293, 400	321, 000
135	294, 400	322, 400
136	295, 300	323, 800
137	296, 200	325, 300
138	297, 200	326, 500
139	298, 200	327, 800
140	299, 200	329, 000
141	299, 700	330, 000
142	300, 500	330, 900
143	301, 300	332, 000
144	302, 100	333, 100
145	302, 700	334, 200
146	303, 600	335, 200
147	304, 400	336, 200
148	305, 200	337, 200
149	305, 700	338, 100
150	306, 700	339, 000
151	307, 700	339, 900
152	308, 700	340, 800
153	309, 300	341, 700
154	310, 200	342, 700
155	311, 100	343, 700
156	311, 900	344, 600
157	312, 500	345, 500
158	313, 300	346, 400
159	314, 100	347, 300
160	314, 900	348, 100
161	315, 500	348, 900
162	316, 200	349, 700
163	316, 800	350, 500
164	317, 500	351, 200
165	318, 100	351, 900
166	318, 700	352, 600
167	319, 300	353, 200
168	319, 900	353, 800
169	320, 300	354, 200
170	320, 900	355, 000
171	321, 500	355, 800
172	322, 100	356, 500
173	322, 600	356, 900

174	323,300	357,600
175	324,000	358,200
176	324,500	358,800
177	324,700	359,200
178	325,300	359,800
179	325,900	360,400
180	326,400	361,000
181	326,600	361,500
182	327,300	362,100
183	328,000	362,700
184	328,700	363,300
185	329,000	363,800
186	329,600	
187	330,100	
188	330,600	
189	330,800	
190	331,400	
191	331,900	
192	332,500	
193	333,000	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条及び附則第3条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の丹波市職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定、第4条の規定による改正後の丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）及び第6条の規定による改正後の丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次条において「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の丹波市職員の給与に関する条例、第4条の規定による改正前の丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第6条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（丹波市立看護専門学校兵庫県派遣教員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 丹波市立看護専門学校兵庫県派遣教員の給与に関する条例（平成26年丹波市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第5条中「、第23条」を削る。

(委任)

第4条 附則第2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第83号

丹波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

丹波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年丹波市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「番号法第19条第9号」を「番号法第19条第11号」に改める。

第2条に次の2号を加える。

(7) 特定個人番号利用事務 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(8) 利用特定個人情報 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報を」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報を」に改める。

別表第1中

「

市長	兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年兵庫県規則第17号）の規定により知事に提出される書類の受理及びその書類に記載された事項についての事実の確認並びに知事が作成する書類の交付に関する事務
----	--

」

を

「

1 市長	兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年兵庫県規則第17号）の規定により知事に提出される書類の受理及びその書類に記載された事項についての事実の確認並びに知事が作成する書類の交付に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

に改め、同表に次のように加える。

2 市長	丹波市福祉医療費助成条例（平成16年丹波市条例第106号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	こども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	高齢重度障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	精神障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2中

市長	兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定により知事に提出される書類に記載された事項についての事実の確認に関する事務	地方税関係情報（番号法別表第2に規定する地方税関係情報をいう。）であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報（番号法別表第2に規定する生活保護関係情報をいう。）であって規則で定めるもの
		障害者関係情報（番号法別表第2に規定する障害者関係情報をいう。）であって規則で定めるもの

を

1 市長	兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定により知事に提出される書類に記載された事項についての事実の確認に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う生活保護の措置に関する情報（以

	下「外国人生活保護情報」という。) であって規則で定めるもの 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
--	--

に改め、同表に次のように加える。

2 市長	丹波市福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	こども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの

		生活保護関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
4 市長	高齢重度障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	精神障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第2条の改正規定及び第4条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第84号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和5年12月1日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 物品名 小型動力ポンプ普通積載車ほか
- 2 契約金額 37,290,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 3,390,000円)
- 3 契約の相手方 名 称 有限会社 西垣消防器具製作所
代表者 代表取締役 西垣 雅彰
所在地 兵庫県朝来市和田山町玉置461番地

議案第85号

丹波市ミルネ診療所に係る指定管理者の指定について

公の施設の管理に関し、次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号）第3条の規定により、議決を求める。

令和5年12月1日提出

丹波市長 林 時彦

1 施設の名称等

名 称 丹波市ミルネ診療所
位 置 丹波市氷上町石生2059番地5

2 指定管理者となる団体の名称等

名 称 兵庫県
代表者 兵庫県病院事業管理者 杉村 和朗
所在地 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第86号

丹波市ミルネ訪問看護ステーションに係る指定管理者の指定について

公の施設の管理に関し、次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号）第3条の規定により、議決を求める。

令和5年12月1日提出

丹波市長 林 時彦

1 施設の名称等

名 称 丹波市ミルネ訪問看護ステーション
位 置 丹波市氷上町石生2059番地5

2 指定管理者となる団体の名称等

名 称 兵庫県
代表者 兵庫県病院事業管理者 杉村 和朗
所在地 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第87号

丹波市立青垣農村滞在施設棉ばたけに係る指定管理者の指定について

公の施設の管理に関し、次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号）第3条の規定により、議決を求める。

令和5年12月1日提出

丹波市長 林 時彦

1 施設の名称等

名 称 丹波市立青垣農村滞在施設棉ばたけ
位 置 丹波市青垣町中佐治361番地1

2 指定管理者となる団体の名称等

名 称 遠阪自治協議会
代表者 会長職務代行者 副会長 足立 喜信
所在地 兵庫県丹波市青垣町山垣1590番地

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第88号

丹波市立薬草薬樹公園に係る指定管理者の指定について

公の施設の管理に関し、次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号）第3条の規定により、議決を求める。

令和5年12月1日提出

丹波市長 林 時彦

1 施設の名称等

名 称 丹波市立薬草薬樹公園
位 置 丹波市山南町和田338番地1

2 指定管理者となる団体の名称等

名 称 株式会社 ウエルネスサプライ
代表者 代表取締役 薄井 修司
所在地 大阪府大阪市西区北堀江二丁目1番11号 久我ビル北館5階

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第89号

市道路線の認定について（稻畑13号線）

次のとおり市道路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議決を求める。

令和5年12月1日提出

丹波市長 林 時彦

認定路線

路線番号	区分	路線名	起終点	延長
20043413	認定	稻畑13号線	(起点) 丹波市氷上町稻畑字萱刈2175番2 (終点) 丹波市柏原町鴨野字ゑノ原1013番9	131.0m

議案第90号

丹波市太陽光発電施設と地域環境との調和に関する条例の制定について

丹波市太陽光発電施設と地域環境との調和に関する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市太陽光発電施設と地域環境との調和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電施設の設置及び管理(以下「設置等」という。)に関する必要な事項を定めることにより、良好な自然環境及び生活環境の保全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項に規定する建築物に設置されるものを除く。)及びその附属設備をいう。
- (2) 事業区域 太陽光発電施設の用に供する土地の区域をいう。
- (3) 設置者 太陽光発電施設を設置する者をいう。
- (4) 管理者 太陽光発電施設を管理する者をいう。
- (5) 近隣関係者 太陽光発電施設の設置に伴い生活環境に影響を受けるおそれがある者であって規則で定めるものをいう。
- (6) 設置工事 太陽光発電施設の設置に係る工事(当該設置に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。)をいう。

(適用の範囲)

第3条 この条例の規定は、事業区域の面積が200平方メートル以上(既に施工されている太陽光発電施設の事業区域に隣接し、又は近接する区域で、当該事業と一体的な事業と認められる場合においては、これらの事業区域の合算した面積が200平方メートル以上となる場合を含む。)の太陽光発電施設に適用する。ただし、太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例(平成29年兵庫県条例第14号)の規定に基づき届出を行って設置するものを除く。

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

(設置者及び管理者の責務)

第5条 設置者及び管理者は、関係法令及びこの条例を遵守するほか、事業区域及びその周辺地域の自然環境並びに生活環境に十分配慮するとともに、事故、災害、公害等（以下「事故等」という。）の防止及び近隣関係者との良好な関係の構築に努めなければならない。

2 設置者及び管理者は、太陽光発電施設の設置に伴い事業区域において事故等が発生したとき又は近隣関係者と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講じるよう努めなければならない。

3 管理者は、太陽光発電施設及び事業区域の適切な管理に努めなければならない。

4 設置者は、計画的に資金を積み立てることその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。

（1）太陽光発電施設の維持管理に要する費用

（2）太陽光発電施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理に必要な費用その他太陽光発電施設の廃止に要する費用

（禁止区域）

第6条 設置者は、次の各号に掲げる区域を事業区域としてはならない。ただし、太陽光発電施設の設置に係る事業の内容等が、関係法令の定めに適合したものであるときは、この限りでない。

（1）森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林

（2）地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域

（3）急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

（4）農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域

（5）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域

（6）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区

（7）兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）第3条第1項の規定により指定された自然公園の区域

（抑制区域）

第7条 市長は、良好な自然環境及び生活環境の保全並びに災害の防止を図るため、太陽光発電施設の設置について特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定し、設置者に対し事業区域に含めないよう求めるものとする。

2 前項の抑制区域は、次の各号のいずれかに該当する区域とする。

（1）河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項に規定する河川保全区域

（2）砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定

地

- (3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地
- (4) 道路若しくは鉄道用地又は住宅の用に供されている土地の敷地境界に隣接する区域のうち規則で定める区域
- (5) 前各号に掲げる区域のほか、特に配慮が必要と認められるものとして規則で定める区域

(施設基準)

第8条 設置者は、太陽光発電施設の設置等に当たっては、施設基準（次に掲げる事項について規則で定める基準をいう。）に従わなければならない。

- (1) 景観及び生活環境の保全に関する事項
- (2) 事故等の防止に関する事項
- (3) 維持管理に関する事項
- (4) 廃止後において行う措置に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事前協議)

第9条 設置者は、第11条第1項又は第12条第1項の規定による届出をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ太陽光発電施設の設置に係る事業の計画（以下「事業計画」という。）について市長と協議しなければならない。

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 設置者及び管理者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 設置工事の着手予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地、面積及び土地の形状
- (4) 太陽光発電施設の設置位置、構造及び発電出力
- (5) 太陽光発電施設の維持管理の方法（太陽光発電施設の廃止後において行う措置を含む。）

3 市長は、第1項の規定による協議があったときは、設置者に対し必要な指導又は助言をすることができる。

4 市長は、第1項の規定による協議が終了したときは、設置者に対し当該協議が終了した旨を通知するものとする。

(近隣関係者への説明等)

第10条 設置者は、前条第4項の規定による通知を受けたときは、次条第1項の規定による届出をする前に、太陽光発電施設の設置について近隣関係者の理解を得るために、説明会を開催するなどの方法により事業計画の内容を説明しなければならない。

2 設置者は、規則で定めるところにより、前項の規定による説明の結果を市長に報告するものとする。

(事業計画の届出等)

第11条 設置者は、設置工事をしようとするときは、当該工事に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、事業計画を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出に係る事業計画が、他の市町の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

(事業計画の変更の届出)

第12条 設置者は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当該変更後の設置工事に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該変更内容に係る事業計画を市長に届け出なければならない。

2 設置者は、第9条第2項第1号又は第5号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 設置者は、第9条第2項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該届出をする前に近隣関係者に対し、当該変更に係る事項を説明しなければならない。

4 前項の規定による説明に係る報告については、第10条第2項の規定を準用する。

(工事完了の届出)

第13条 第11条第1項及び前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る設置工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。当該工事を中止したときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定による完了の届出があったときは、速やかに当該届出に係る事業計画の内容に適合しているかどうかを検査し、規則で定めるところにより、その結果を設置者に通知するものとする。

(廃止の届出)

第14条 設置者又は管理者は、太陽光発電施設を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(報告及び立入調査)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者若しくは管理者に対し、規則で定めるところにより、報告若しくは資料の提供を求め、又は職員に設置者の事業所若しくは事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び助言)

第16条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、設置者又は管理者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

(勧告及び公表)

第17条 市長は、設置者又は管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該設置者又は管理者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第11条から第14までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

- (2) 第15条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (3) 第15条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (4) 正当な理由なく前条の規定による指導に従わないとき。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、勧告に従わない者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容の公表をすることができる。

3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第19条 第11条第1項又は第12条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし、太陽光発電施設を設置した者は、5万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第11条の規定による届出及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第91号

丹波市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市火災予防条例の一部を改正する条例

丹波市火災予防条例（平成16年丹波市条例第224号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあっては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超える20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「、第9号及び同条第2項並びに本条第1項」を「及び第9号並びに第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3中

「

厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	組込型こんろ・ グリル付こんろ ・グリドル付こ んろ、キャビネ ット型こんろ・	14kW以下	100	15 注	15 注	15 注	注：機器 本体上 方の側 方又は 後方の
------------------	------------------	------------------	-----	---	--------	-----	---------	---------	---------	----------------------------------

			グリル付こんろ ・グリドル付こんろ						
			据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注	
不燃	開放式	組込型こんろ・ グリル付こんろ ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・ グリル付こんろ ・グリドル付こんろんろ	14kW以下	80	0	—	0		
		据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0		
上記に分類され ないもの		使用温度が800 ℃以上のもの	—	250	200	300	200		
		使用温度が300 ℃以上800℃未 満のもの	—	150	100	200	100		
		使用温度が300 ℃未満のもの	—	100	50	100	50		
ボイラー 気体燃料 以外	不燃	開放式	フードを付けな い場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
			フードを付ける 場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
	屋外用	半密閉式	12kWを超 え 42kW以下	—	15	15	15		
			12kW以下	—	4.5	4.5	4.5		
		密閉式	42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
			42kW以下	60	15	15	15		
	不燃	開放式	フードを付けな い場合	42kW以下	15	15	15	15	
			フードを付ける 場合	42kW以下	10	4.5	—	4.5	
		半密閉式	42kW以下	—	4.5	—	4.5		
			42kW以下	4.5	4.5	—	4.5		
	屋外用	密閉式	42kW以下	30	4.5	—	4.5		
			42kW以下	10	4.5	—	4.5		

液体燃料	不燃以外		12kWを超え 70kW以下	60	15	15	15	
	不燃		12kW以下	40	4.5	15	4.5	
			12kWを超え 70kW以下	50	5	—	5	
	上記に分類されないもの		12kW以下	20	1.5	—	1.5	
			23kWを超える	120	45	150	45	
			23kW以下	120	30	100	30	

」

を

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・ グリル付こんろ ・グリドル付こんろ、 キャビネット型こんろ・ グリル付こんろ ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
				据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注		
				組込型こんろ・ グリル付こんろ ・グリドル付こんろ、 キャビネット型こんろ・ グリル付こんろ ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0		
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0		
		不燃	開放式	木炭を燃料とするもの	—	100	50	50	50		
				木炭を燃料とするもの	—	80	30	—	30		
	固体燃料	上記に分類されないもの		使用温度が800°C以上のもの	—	250	200	300	200		
				使用温度が300°C以上800°C未満のもの	—	150	100	200	100		

				使用温度が300 ℃未満のもの	—	100	50	100	50		
ボイラー イ ラ ー	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	フードを付けな い場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5		
				フードを付ける 場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
			半密閉式	12kWを超 え 42kW以下	—	15	15	15			
				12kW以下	—	4.5	4.5	4.5			
				密閉式	42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
			屋外用	フードを付けな い場合	42kW以下	60	15	15	15		
				フードを付ける 場合	42kW以下	15	15	15	15		
			不 燃	開放式	フードを付けな い場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5	
				フードを付ける 場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5		
			半密閉式	42kW以下	—	4.5	—	4.5			
				密閉式	42kW以下	4.5	4.5	—	4.5		
			屋外用	フードを付けな い場合	42kW以下	30	4.5	—	4.5		
				フードを付ける 場合	42kW以下	10	4.5	—	4.5		
液体 燃 料	不燃以外	不燃以外	12kWを超 え 70kW以下	60	15	15	15				
			12kW以下	40	4.5	15	4.5				
		不燃	12kWを超 え 70kW以下	50	5	—	5				
			12kW以下	20	1.5	—	1.5				
	上記に分類されないもの			23kWを超 える	120	45	150	45			
				23kW以下	120	30	100	30			

に、「コンロ」を「こんろ」に、「形態による」を「形態の」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年1月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の丹波市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」とい

う。) 又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議案第92号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和5年12月1日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 物品名 春日学校給食センター第2期厨房機器
- 2 契約金額 28,600,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,600,000円)
- 3 契約の相手方 名 称 株式会社 アイホー 神戸営業所
代表者 所長 佐宗 英樹
所在地 兵庫県神戸市東灘区住吉宮町1丁目21番16号